

今週が最大のヤマ！会期末9月27日まで、後2週間！
 安保法案（戦争法案）を廃案に追い込むため、最後の努力を！

- 自公・安倍内閣は「16日特別委員会採決、17日か18日参議院本会議採決」を狙っています。最後の天王山。今までにない大きな街宣活動を行います。
- 7・12国会包囲行動の12万人など国民は安倍政権を批判し、廃案を求める声が高まっています。
- 宮城でも9月6日、仙台弁護士会主催の集会は3500名の大きな集会に。
- 衆議院も強行採決でしたが、参議院も強行採決する危険性が高まっています。
- 絶対に阻止しましょう。

9月14日(月)から18日(金)までの安保法案廃案を求める活動！

		抗議活動	街宣活動
14日	月	18時元鍛冶丁公園集会→18時半デモ行進	12～13時平和ビル前
15日	火		12～13時平和ビル前
16日	水	参議院本会議採決が強行された場合緊急抗議集会開催。 デモなし。18時元鍛冶丁公園	12～13時平和ビル前
17日	木	18時元鍛冶丁公園集会→18時半デモ行進	12～13時平和ビル前
18日	金	18時元鍛冶丁公園で集会→18時半デモ行進	12～13時平和ビル前

- 「安保法案ゼッタイ反対！9・14緊急県民集会」は14日(月)18時から元鍛冶丁公園で開催され、1100名が参加。大きな力を示しました。
- 9月17日(木)も「安保法案ゼッタイ反対！9・17緊急県民集会」(第二弾)を元鍛冶丁公園で開催します。(国会で強行採決された場合は抗議集会)
- 9月18日(金)も18時から元鍛冶丁で集会とデモを行います。
- 街宣活動。9月14日(月)～18日(金)、仙台市平和ビル前で街宣活動を行います。12時～13時。チラシ配布、イクによる市民への訴えを5日間継続。
- 各9条の会は、上記集会と街宣活動にご参加ください。廃案に追い込む最後のチャンスです。

9・6「みんなで止めよう安保法案みやぎ 3000 人大集会」

雨天の中、3500 名が集う！

仙台弁護士会主催の 9.6 集会

- ・ 9月6日(日)14時～15時、仙台市西公園で仙台弁護士会主催の「安保法案みやぎ 3000 人大集会」が開催。3500 人が集いました。
- ・ 九条の会も積極的に参加し、集会の成功に寄与しました。詳しい報告は次号で。

安全保障関連法案に反対する

「9・14 緊急県民集会」を開催、1100 名が参加

県内の総がかり行動と言うべき、4 団体主催の集会が 9 月 14 日開催されました。会場は仙台市元鍛冶丁公園。18 時半から 30 分集会、その後デモ行進。

緊急集会にも関わらず、1100 名が元鍛冶丁公園を埋め尽くしました。

宮城県内の女性議員の会が立ち上がりました。

下左側の写真は女性議員の皆さんの壇上からのアピールです。



宮城県内九条の会連絡会の 9 月の街宣計画

宮城県内九条の会連絡会主催の街宣計画。平和ビル前。12 時～13 時

9 月 14 日(月)、15 日(火)、16 日(水)、17 日(木)、18 日(金)、24 日(木)。

各 9 条の会からも積極的にご参加ください。

仙南青年 9 条の会「9JOHN」、19 日に集会とデモ!

仙南青年 9 条の会「9JOHN」は 9 月 19 日、集会とデモ行進を行います。

- ・ 9 月 19 日(土) 10 時から
- ・ 集合場所：船岡駅前緑地
- ・ 集会の名称は「自衛隊を戦争へ行かせない！」
- ・ 集会を開催後船岡駐屯地までデモ行進。自衛隊員に連帯のコールを行います。

仙南九条の会連絡会もこれに呼応し、午後1時から臨時の連絡会を開催して、安保法案（戦争法案）廃案の道筋と行動を話し合います。

**（これからの企画）宮城女性九条の会 10周年イベント
三上智恵さん講演会「沖縄を伝える」**

「標的の村」を作った三上智恵さんの講演と「辺野古 600 日間の闘い」（47 分間）の上映

日時 2015年9月26日(土)13時20分～16時（12：50開場）

会場 エルパーク(三越隣)6F ギャラリーホール

映画と講演のつどい 「沖縄を伝える」

①ドキュメンタリー映画「海にすわる～辺野古 600 日間の闘い」（映画監督：三上智恵さん）
2006年50分、琉球朝日放送製作。ギャラクシー賞テレビ部門優秀賞。「地方の時代賞」
審査員推薦、他受賞多数。

②講演 三上智恵さん

前売り券 1000円（当日1200円）中高大学生500円

問い合わせ先：宮城女性九条の会

☎090-5832-6836 FX022-241-0429

**第58回日弁連人権擁護大会プレシンポジウム
男女ともに人間らしく働ける社会を目指して**

日時 2015年9月26日(土)13時半～16時

会場 仙台弁護士会 4階

基調報告 今野久子弁護士「均等法・派遣法制定から30年の現状と課題」

実態報告 池町江美子さん（みやぎ生協労組書記長） 八代ちか子さん（仙台市職員労組）
高橋芳代子（弁護士）

（主催）仙台弁護士会 （共催）日弁連・東北弁護士連合会

入場無料・申込み不要

**第二回ママと子の学習会「こどもたちを守るために」
ママの会の集まりです。**

日時 H27年9月28日(月)13時半～15時半

会場 仙台市民会館和室1

講師 小野寺義象弁護士

参加費 300円

主催 安保関連法案に反対するママの会@宮城

連絡先 090-2022-1976 佐々木

申し込みは不要。直接会場にお越しください。

**(これからの企画) 仙台文学館企画・こまつ座第 111 回公演。井上ひさし作
栗山民也演出「国語元年」の券発売中！S席のみ席を用意できます。**

- 九条の会の創設者井上ひさしさんの名作「国語元年」を仙台文学館が公演します。
井上ひさしさんと縁の深い九条の会のメンバーは特別価格で鑑賞できます。
 - 演出は栗山民也さん。八嶋智人、朝海ひかる、久保耐吉、那須佐代子、たかお鷹など
実力派俳優が競演。明治初期、日本語をどう統一していったか、「日本語」とは？
 - 一回の公演のみです。売り切れが予想されます。お早目にお申し込み下さい。
- 公演日時 2015年10月8日(木) 開場 18時 開演 18時30分
会場 イズミテイ2 1大ホール(仙台市泉区泉中央2-18-1) ☎ 022-375-3101
入場料 S 席 5000円のところ九条の会経由価格 4500円
(SS席は売り切れです。)
- お申し込みはみやぎ憲法九条の会(022-728-8812)まで。
 - なお満席売り切れの際はご容赦ください。

**白石憲法九条を守る会
第4回平和のための戦争展**

恒例になった白石の「戦争展」、今年は第四回目です。

1. 日時 10月9日(金)、10日(土)、11日(日) 10時~16時(11日は15時まで)
2. 会場 白石市いきいきプラザ。ワークショップルーム
3. 内容
 - (1) 戦争体験のお話し。9日 13~14時 シベリア抑留の話。
11日 11~12時 空襲から逃れ…そして兄の死
 - (2) DVD上映。「軍隊を捨てた国」中米コスタリカの実践
「沖縄」「鶴に乗った少女」。午前午後に表示します。
 - (3) 憲法カフェ 10月10日 13時から14時半。弁護士の先生を囲んで憲法の話の聞いたり、質問したり…。若者にもよい勉強になりますよ！
 - (4) 「展示コーナー」や「絵本コーナー」もあります。

ご家族こそってご参加を！

ご質問は幕田まで。電話 090-6252-7961

**泉懇話会定例学習講演会(2015年第3回)
「安保法制のこれから」=命と暮らし**

「くらしをよくする泉懇話会」は2015年第3回学習講演会を開催します。

今回は若手弁護士の十河弘弁護士の講演を開催します。

- 1 日時 2015年10月10日(土) 午後1時半から3時半

- 2 会場 泉区中央市民センター第1会議室
- 3 講師 十河 弘弁護士
- 4 テーマ「安保法制のこれから」ー命と暮らし
- 5 資料代 500円
- 6 問い合わせ 菅原 電話 373-0381

「憲法9条を守り生かす宮城のつどい2015」
森英樹さん（名古屋大学名誉教授）と池田香代子さん（ドイツ文学翻訳家）
11月7日(土)13時～16時、仙台サンプラザホールで開催

安保法案（戦争法案）の闘いの中で、憲法九条の集いを開催します。今年も著名な先生をお呼びしています。名古屋大学名誉教授・憲法学の森英樹さんと池田香代子さん。音楽は「宮城のうたごえ」の皆さん。

戦争・死刑と国家。そして国家と人民（32）

小田中 聡樹

（東北大学名誉教授・みやぎ憲法九条の会世話人）

本稿は、2014年12月に生じた日本の集団的自衛権の名による世界戦略と、この動きに対抗する動きを中心に筆を進める。

一 本稿で扱う主題を明記しておく。

- (1) 集団的自衛権と自衛隊
- (2) 秘密保護の動き
- (3) 沖縄の米軍支配と人民の闘い
- (4) 第三次安倍内閣の成立
- (5) 自衛隊派兵の恒久法
- (6) 憲法改悪の動き
- (7) 政治と金
- (8) 武器輸出の動きとその背景
- (9) 核の問題

以上の9項目について述べることにする。

二 集団的自衛権と自衛隊

- (1) 安倍首相は、2014年11月の日米首脳会談で、ガイドライン（防衛協力指針）の改

定を来春以降に先送りすることについてアメリカの合意を取り付けた。

日米ガイドラインとは、自衛隊と米軍との協力や役割分担を決めた政府レベルの分担を決めた政府レベルの文章であり、1978年に策定され、1997年に改定された。この改定は朝鮮半島有事に備えるものであった。そして中国の軍拡や北朝鮮の核・ミサイル開発を念頭に日本が再改定を打診した。そして2014年10月8日中間報告が公表された。その内容は集団的自衛権の容認（2014年7月1日閣議決定）を受け、宇宙規模での協力拡大を打ち出したものであった（2014年12月1日河北新報）。

そして2014年12月19日、日米外交防衛閣僚による安全保障協議会（2プラス2）は、ガイドライン改定を2015年前半に先送りすることを発表した（2014年12月20日河北新報）。

この措置の意味することは、自民党大勝の成果に立脚して自衛隊の随時派兵を容易とする新法（周辺事態法に代わる）を制定することを狙ったものである。

(2) そして安倍首相は、7月14、15日の衆参予算委員会で、自衛隊が戦闘中の米軍のすぐ後ろを迂回して支援すれば敵軍に狙われ、そこが戦闘現場となり武器を使うことを認める答弁をした（2014年12月11日赤旗）。

この答弁の意味することは、日本の防衛と全く関係のない戦闘に日本が進んで戦闘行為を行うことを認めたことである。

強調したいのは、集団的自衛権は決して日本を防衛するものではなく、アメリカの行う戦争に共同して参戦することだということである。

二 秘密保護の動き

(1) 2014年12月10日施行される特定秘密保護法に於いて「特定秘密」が合計で約46万件あることが判明した（共同通信社のアンケートにより11月30日判明）。

その官庁別の内訳は次の通りである（2014年12月1日河北新報）。

19 行政機関が保有する特別管理秘密の件数

国家安全保障会議	0
内閣官房	約 35 万 3000 件
内閣府	14
国家公安委員会	0
金融庁	51
総務省	19
消防庁	292
法務省	5
公安審査委員会	0
公安調査庁	1 万 5292

外務省	2万1826
財務省	217
厚生労働省	143
経済産業省	435
資源エネルギー庁	経産省分に含まれる
海上保安庁	9450
原子力規制委員会	437
防衛省(防衛秘密)	約4万5000
警察庁	1万3951

※原子力規制委員会は今年6月末時点。それ以外は昨年末時点。

無回答があったころから考えると、暗数（隠れた数字）はかなりあるのではないか。

(2) 2014年12月7日、特定秘密保護法の制定過程で、同法を所管する内閣情報調査室（内調）が、「海外で学んだ経験や働いた経験があると、国家秘密を漏らす恐れが高まる」という考え方を関係官庁に示していたことが判明した（2014年12月8日河北新報）。

このような考え方を、国際化時代にあつて時代錯誤の考え方だと批判すべきことは勿論であるが、問題は、秘密保護の論理がこのような珍妙かつ恐るべき考え方を必然的に内包していることである。

(3) 2014年12月10日特定秘密保護法がいよいよ施行されることになった。

これまでも批判的に検討してきたが、同法施行により、日本は秘密・軍事国家という、国民にとって危険な国家に踏み出した。

その危険性の根源はどこにあるか。簡単なおさらいをしてみよう。

第一に、何が秘密かそれ自体秘密であることである。

12月28日の報道によれば特定秘密に指定されたのは外務省など十機関により379件であるというが、これは氷山の一角に過ぎないことが明らかである（2014年12月28日河北新報）。（前述（1）参照）

第二に、特定秘密指定権濫用のチェック機能が全く作動しないことである。

第三に、秘密が長期に亘り秘密が闇に葬り去られることである（場合によっては60年以上にもなりうる）。

第四に、国民が総スパイ視されることである。

第五に、密告社会になることである。

第六に、言論表現の自由、思想の自由、良心の自由、学問の自由、宗教の自由など、凡そ人権の自由が刑罰によって剥奪されることである。

第七に、これらの結果として出現するのは「魔女狩り国家・社会」である。

そう考えると、特定秘密保護法を人民の総力を結集して廃案にするしかないと思う。その道筋は、廃案闘争の中から自ずと切り開かれていくだろう。

三 沖縄の米軍支配と人民の闘い

(1) 沖縄知事選挙で米軍の普天間飛行場を辺野古に移設することに反対する翁長氏が大差で当選したことはすでに述べた通りである。

そしてその後も沖縄県民の闘いが本格的に始まっている。2014年12月4日、「止めよう新基地建設！12・4県庁包囲県民大行動」が県庁前で開かれた。雨の中、2200人が「人間の鎖」で県庁を包囲し、辺野古基地NO!!のうねりが沸き起こったのである。そのうねりは、「仲井真知事の辺野古埋め立て承認を許さない」という沖縄県民の切実な願いであった(2014年12月5日赤旗)。

ところが2014年12月5日、仲井真知事は辺野古沿岸部の埋め立て工事に向け防衛局が申請した工法変更三件のうち二件を承認した。退任直前の承認であった(退任期日は12月9日)。沖縄県民の明確な意思を無視した知事はミニ安倍ではないか。

(2)そして12月14日の総選挙でも沖縄県民のNO!!の声有形となって明確に表明された。四選挙区で自民党議員は全員落選。一区では共産党議員赤嶺政賢氏が当選し、二、三、四区でも辺野古反対の議員が共闘体制を組み、当選したのである。

これは正に沖縄人民の、長きに亘るアメリカや自民党の支配体制に対する勝利であり、この歴史的な事実は闘争の重要性を日本人民に教訓として示してくれたのである。

(3)驚くことに、このような沖縄県民の闘いに対し、安倍内閣は報復の挙に出たのである。

報道によれば、政府は2015年度沖縄振興予算を概算要求(3794億円)から減額する方針を固めたという。そして知事就任後初めて上京した翁長知事と安倍首相は会談しなかったという(2014年12月27日河北新報)。安倍首相は「沖縄棄民」にも等しい非礼な挙に出たのである。また沖縄問題については後に触れることにする。

四 第三次安倍内閣の成立

(1)2014年12月2日安倍首相は衆議院の解散に打って出た。

この選挙の真の争点は何か。

第一に、集団的自衛権を容認するか否か。

第二に、秘密国家を許容するか。

第三に、原発を容認するか。

第四に、地方の疲弊をどうするか。

第五に、労働者の雇用問題をどうするか。

第六に、教育を上命下達のシステムにするのが是か。

第七に、中国、北朝鮮、アジアの国々と如何なる関係を構築するか。

第八に、沖縄の辺野古基地をどうするか。

第九に、消費税10%アップをどうするか。

(2) 2014年12月14日総選挙が行われ、自民党が290、民主党が73、維新が41、公明35、共産21、その他が15議席という結果になった。

自民党は一応大勝した。議席の61%を得たのである。では得票率をみると、小選挙区では48.1%、比例区で33.1%である。

右の数値をどうみるか。小選挙区制では地縁、人縁、企業縁の要因が大きく働く。しかし比例区の場合は政策の当否の要因が大きく働く。このことは、これ迄にも指摘されてきたことである。

そうしてみると、自民党は実は大勝したのではなく、むしろ敗北したのである。自民党は、比例区では33%しか得票していないのである。安倍自民党はいわば「3分の1政党」というべきであり、国民の支持を受けている政党といえないであろう。

しかも、投票率は、推計で約52%といわれる(河北新報2014年12月15日)。自民党への不信感はこの低い投票率にも反映しているとみるべきである。

(3) 2014年12月24日、第三次安倍内閣が発足した。第三次安倍内閣に背負わされている政治課題は、①集团的自衛権関連法制の整備、②経済的格差拡大のアベノミクス、③沖縄辺野古基地建設、④原発再稼働、⑤消費税引き上げ(10%)、⑥教育制度逆改革、⑦労働法制逆改革などである。何れも戦後民主主義の根幹をなしてきた重要な法制度の改悪を安倍内閣は、一気に断行しようとするであろう。

その意味で第三次安倍内閣は、人民にとり戦後最も危険な内閣である。

五 自衛隊派兵の恒久法

報道された記事によれば、安倍政府は、海外派兵を随時可能にする恒久法制定につき検討に入ったという(2014年12月29日赤旗)。これ迄アフガン戦争やイラク戦争では時限立法により派兵してきたが、自衛隊を迅速に派兵するには新法が必要だと判断したのである。そして恒久法には、①国連平和維持活動(PKO)、②米軍・多国籍軍支援のための自衛隊派兵の要件と活動内容を盛り込む方針だという。そして派兵の国会承認については、迅速に対応するため「事後」承認との案が出されているという。そして米軍・多国籍軍支援については武器・弾薬の提供や戦闘機への空中給油を解禁する方向だという(以上前述赤旗)。

仮に右の如き恒久法が立法化された場合に現実に生ずる事態は何か。政府が独断で国会の事前承認なしに、日本に対し例え危険が生じない場合でも米軍・多国籍軍と共に戦闘行為を行うことを可能にするものである(恐らく国連安保理事会決議抜きで)。

六 憲法改悪

いま改めて指摘したいのは、安倍首相の最大の政治課題は、憲法改悪である。

(1) 就任直後(12月24日)の記者会見を引用しよう。

「私は全身全霊を傾けて戦後以来の大改革を進める…(憲法改正にどう取り組むかにつき)

そう簡単なことではない。まず3分の2の多数を衆参両院で構成する必要がある。その努力を進める。大切なことは国民投票で過半数の支持を得ることだ。ここがまさに正念場であり、これこそが憲法改正の一番大切なポイントだ。どういう条文から国民投票を行うのか、その必要性等について国民的な理解を深める努力をしたい。……（ロシアについて）北方領土問題の解決と平和条約締結に向けて粘り強く交渉を続けていく。農業やエネルギー、雇用、医療の分野で大胆な規制改革を断行していく。……」（2014年12月26日赤旗）。

このように安倍首相は、憲法改正への抱負を語った。しかし、同時に、安倍首相には国民の過半数の支持を得られるかに不安を持っているのであろう。

（2）世論調査が安倍首相の不安を裏付けている。

「安倍内閣として最も優先して取り組むべき課題は何か」につき「憲法改正」と答えた人は10%である。また「7月に閣議決定された集団的自衛権の行使容認に関連する法案」につき「妥当だ」が24.3%、「時間をかけるべき」、「必要ない」が合計68.6%である（2014年12月26日河北新報）。

この数字は何を意味しているか？

思うに安倍首相の憲法改正に消極的な人が9割いることである。また集団的自衛権行使を容認しない人が7割近くいることである。

このような世論状況からみると、民意は、決して安倍首相の意向に同調するどころか、反対なのである。デモクラシーの原理、つまり民意に忠実な首相なら憲法改悪や集団的自衛権容認には踏み切らないであろう。

しかし安倍内閣という異質で異様な政権は、それらの挙に出るかもしれない。

それは一つには安倍首相の反憲法的思想からくることであり、第二に政治と金の問題がその背後に伏在していることである。

七 政治と金

（1）政党と金の問題は、第一に政党助成金、第二に企業献金、第三に個人献金である。

（2）中でも政党交付金は、2014年11月に発表された政治資金報告書によれば、年間320億円の政党交付金が各政党（除く共産党）に交付されており、自民党の場合は本部収入の6割を占めている（2014年12月3日赤旗）。政党交付金の恐ろしいことは、本来は自主・独立であるべき政党を政府・国家がいわば国営化することであり、政府・国家の政党介入の道を許すことである。

（3）次に企業の政党献金の問題をみる。

経済団体連合会（経団連）は、2014年に5年振りに、会員企業・団体に対し、政治献金をするよう呼びかけた。例えばゼネコン業界団体・建設業連合会の会員企業から1億2千6百万円の献金が国政協（自民党の企業団体の献金の受け皿である）になされた（2014年12月3日赤旗）。

八 武器輸出の動きとその背景（一）

（１）第二次安倍政権は、2014年4月1日武器輸出三原則を放棄した。これは閣議と国家安全保障会議（NSC）で決定された。

では武器輸出三原則とは何か。1967年佐藤首相が①共産圏諸国、②国連が決議した武器禁輸国、③紛争当事者又はそのおそれのある国、には武器の輸出を認めないという国会答弁をしたことに端を発し、その後1976年に三木内閣も上記以外の地域についても「憲法及び外国為替及び外国貿易法の精神にのっとり、武器の輸出を慎むものとする。武器製造関連設備の輸出については武器に準じて取り扱う」との政府統一見解が示したのであり、この二つを合わせたものが「武器輸出三原則」である。しかし同原則は内閣レベルの方針ではない。1981年には国会で「武器輸出問題等に関する決議」が全会一致でなされているのであり、同原則は、憲法を根拠とする「国是」ともいうべきものである。

その「国是」を安倍内閣は放棄し、「新原則」なるものを定めたのである。その内容の主な点は、①武器を「防衛装備」とし、輸出を「移転」と言い換え、以前の方針の「紛争を助長しない」とする原則を削除した。そして「新原則」で「移転」を禁止される国は、①国際約束の義務違反、②安保理決議の義務違反、③紛争当事国（国連の措置の対象者）である。具体的には、北朝鮮、イラン、イラク、ソマリア、リベリア、コンゴ、スーダン、コートボワール、レバノン、エリトリア、リビア、中央アフリカの12ヶ国だという（2014年4月4日参議院本会議に於ける岸田外相答弁）。

（２）ところが、強大な軍事力を持つアメリカもイスラエルも禁輸対象外である。このような軍事力の強大な国に対し、日本が武器を輸出することを許容することが何を意味するか。第一は、戦争や国際紛争を助長することである。第二に巨大な富を持つ国に武器を売り込み、莫大な利益を得ようとするのである。（以上、阿部知則「日米軍需産業の展開」『経済』2014年8月号参照）。

九 武器輸出の動きとその背景(二)

（１）その背景にあるのは、安倍首相のいわゆる「成長戦略」である。つまり首相自ら各国を訪れトップセールス（政治的・経済的首脳による売り込み）を行い、原発やインフラや武器を輸出し、大企業に巨大な利潤をもたらし、その分け前を与え、その見返りに政治献金を受け取る構図である。いわばギブ・アンド・テイクの構図であるが、このような政界と財界の醜関係は安倍内閣以来特に強化されたのである。

（２）2014年6月19日防衛省は、「防衛生産・技術基盤戦略」を決定した。その戦略とは、いわゆる「国産化方針」に代えて「防衛力と積極的平和主義を支える基盤の強化を行うための新たな指針」と位置づけ、「欧米企業の再編と国際共同開発の進展」のなかで「国際競争力をつけることが必要だ」とし、国際共同開発を戦略的に行うとしたものである。

そして具体的施策として、研究分野では、「民生先進技術も含めた技術調査能力の向上」「大学や独法研究機関との連携強化」「民生軍事両用技術を含む技術開発プログラムとの連

携・活用」「防衛装備への面から着目される大学等による芽出し研究に対する防衛省独自のファイナシング」であり、企業の支援策として、設備投資促進税制や、ものづくりに関する補助金の利用・財政投融資を活用した支援などである。

(3) このようにして、安倍政権の下では、産軍学一体で軍事研究を行い、その成果を海外に売却・輸出する構図が着々と作られているのが実態である。安倍首相のいう「積極的平和主義」とは集团的自衛権容認と積極的な武器輸出との総合物という奇怪なものである。

(4) しかし、世論はこの奇怪な代物の実体を見抜いている。共同通信が行った2月の世論調査によれば武器輸出三原則緩和に反対が約67パーセントであり、新原則決定後の毎日新聞の4月の世論調査でも反対が62パーセントである。安倍内閣の武器輸出解禁は、世論の支持なきものでありかつ民意に反したものである。

十 核の問題

核の問題については、①原発問題、②核兵器問題について述べる。

一 原発問題

(1) 2011年3月11日東日本大震災が発生した。

そして今日まで(本稿脱稿時点)国内にある原発は稼働していない。しかし安倍内閣は原発再稼働に意欲を持ち、原子力規制委員会に、再稼働の申請をしている。今のところこの申請が認められた例はないが、何れは受理され、形だけの審査で再稼働に踏み切るだろう。

原発が未完成な技術であることは周知の事実である。このことは福島原発事故が事実を以て明らかにしたのである。にも拘わらず安倍内閣が原発再稼働に熱心なのは何故か。その秘密は、原発の再稼働・増設が安倍首相の「成長戦略」の重要な環をなすものだからである。

(2) しかしこのような原発政策は司法から痛烈な批判をこうむってきた。例えば2014年5月21日、福井地裁は、原発事故で避難生活により自殺した女性に対し、損害賠償の支払いを命ずる判決を下したのである。

(3) なぜ第三次安倍内閣は、原発再稼働に熱意を燃やすのか。それは財界が安倍内閣に対し、原発の再稼働を求めているからである。

2015年4月、安倍内閣は「エネルギー基本政策」を閣議決定し、原子力を「エネルギー需要構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源である」とし、また同年6月の「日本再興戦略」では、「安全性が確認された原子力発電の活用」を打ち出した。そして原子力の業界団体の日本原子力産業協会は、総発電量に占める原子力の割合を最低でも15パーセントとの数値を示すなどして、安倍内閣に圧力をかけたのである(2014年12月28日赤旗)。

それだけではない。日本は、原発の輸出国なのである。トルコ、ベトナム、リトアニア、ブルガリア、ポーランド、フィンランド、アメリカ、イギリスなどにも輸出に向けて積極的に働きかけているのである(2014年12月28日赤旗)。

未だ福島原発事故の収束・処理もない中での原発再稼働・原発輸出は、正に犯罪的な行為である。

十 核兵器禁止の動き

(1) 2014年12月8日ウィーンで「第三回核兵器の非人道性に関する国際会議」が始まった。160ヶ国から専門家や政府・市民団体の代表者800人以上が参加し、核兵器の使用や実験がもたらす人体や環境、経済、社会への被害について討議した。核保有国からはインド、パキスタン、米国、英国も初参加した（なおフランス、ロシア、中国、イスラエル、北朝鮮は不参加）。

(2) 同会議は12月9日「核兵器のない世界の達成と維持に向けた次の段階」への移行を呼びかける議長総括を発表して閉幕した。

その内容は、「核兵器が存在する限り核爆発の可能性は残る」「核爆発は人体や環境、社会経済に深く長期的なダメージを与え人類の生存さえ脅かす」とし、核廃絶の方策については、「政府代表の多数派が、核兵器禁止条約を含む法的枠組みの合意を通じて追求すべきだ」と強調したものであった（2014年12月11日赤旗）。

一般討論では、日本原水爆被害者団体協議会の田中照巳事務局長が「使用を前提として核兵器を是認する核抑止は人類の破滅につながります」と発言。これに対し、日本政府代表は「核軍縮に近道はない」と述べ、条約には触れなかった（前述赤旗）。

以上のように世界の大勢は核兵器廃絶に向かっているのである。

この大勢に逆らい、しかも唯一の被爆国であり、福島原発事故の起きた日本の内閣が、核兵器や原発を作り続け、恬として恥じることのないことに満腔の怒りを覚えざるを得ない。

この怒りを込めて2014年12月分は脱稿することにする。（2015年4月6日脱稿）

※

※ 2016年憲法9条カレンダーが出来ました。

毎年おなじみの岩合光昭さんが撮った犬猫カレンダーが今年も出来ました。次回価格も含めてご案内します。

- ※ 原稿募集中。022-276-5160みやぎ憲法九条の会までファックスでお寄せ下さい。
- ※ 読者募集中。Eメールでみやぎ憲法九条の会のメールにご連絡ください。次号からお送りします。

みやぎ憲法九条の会

〒981-0933 仙台市青葉区柏木 1-2-45 フォレスト仙台ビル 5階
電話 022-728-8812 ファックス 022-276-5160